

2026 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：民法（配点：120 点）

注 意 事 項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 4 ページである。
解答用紙は、全部で 6 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、6 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 4 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は万年筆（黒インク）を使用すること。
- 9 営利目的で複製、転載、転用することを禁止する。また、入試問題を二次利用する場合は別途著作権許諾処理等を行うこと。

(民法)

第1問

以下の問1から問3までの各問に、判例がある場合にはその考え方をふまえて、答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

(配点：65点)

問1

2025年6月1日、A(16歳)は、友人に勧められて、Bからダイエット用食品100箱(以下、これを「甲」という)を10万円で購入した(以下、これを「本件売買契約」という)。Bは本件売買契約締結の際、Aの年齢を確認しておらず、Aも自分の年齢について何も言及しなかったが、BはAが18歳以上であると信じていた。

Aは、亡父の遺産としてAが取得した銀行預金から10万円を引き出し、甲の代金の支払に充てていた。この銀行預金は、Aの親権者である母Cが、Aが通学している高校における教育のための費用として自由に使ってよいとAに伝えていたものであったが、AはCに黙って、その一部を甲の購入に使ってしまった。

同年11月1日、Cは本件売買契約を知るに至り、本件売買契約を取り消す旨の意思表示をBに対して行った。しかし、Aは甲のうち80箱をすでに消費してしまっており、手もとには20箱しか残っていない。

Aは、甲の代金として支払った額である10万円をAに支払うよう、Bに請求した。この請求に対してBからなされる反論を複数挙げ、各々の反論が認められるかどうかを検討しなさい。

問2

画廊を経営しているAは、Bが所有している古い絵画(以下、これを「甲」という)について、Bから依頼された鑑定のために引渡しを受けた。その後Aの画廊を訪れたCが甲に目を留め、高額買取額を提示したことから、Aは甲をAの所有物であると偽ってCに売却してしまった(以下、これを「本件売買契約」という)。甲は保管に注意を要することから、本件売買契約に基づくAからCへの甲の引渡しは、占有改定により行われ、甲はAの画廊の倉庫に収納されている。なお、本件売買契約当時、甲には所有者を示す手掛かりは何もなく、CはこれをAの所有物であると思い込んでいた。

Bは、本件売買契約を知るに至り、Cに対し、甲の所有権はBに帰属する旨を主張したが、Cもまた、甲の所有権はCに帰属すると主張している。

この場合における甲の所有権の帰属について検討しなさい。

(民法)

問3

2025年10月1日、A(10歳)は、友人達と公園でソフトボールの練習をしていた。Aが打撃の練習のため、投手役の友人が投げた球をバットで勢いよく打ったところ、打球はAの斜め後方に飛んでファウルボールとなったが、離れた場所でキャッチボールの練習をしていた友人Bの右目にそのボールが当たってしまい、この負傷が原因で、Bの右目の視力はほとんど無い状態になってしまった。

Aは、親権者である母Cと二人で暮らしており、Cは日頃からAに対し、友人に怪我をさせたりしないよう気をつけるようにという一般的な注意は与えていた。また、Aはそれまで特に他者に怪我をさせるような問題のある行動をしたことはなかった。

Bは、上記の負傷により生じた損害につき、Cに対して賠償を請求した。予想されるCの反論も念頭に置きつつ、Bの請求が認められるか否かを検討しなさい。

(民法)

第2問

以下の【事実】を前提として、後掲の問1および問2に答えなさい。

(配点：55点)

【事実】

1. 2024年12月1日、Aは、Bとの間で、Aの所有する土地の上にBが居住用の建物を建築する契約（以下、「本件請負契約」という）を締結した。本件請負契約では、完成建物の引渡日は2025年5月10日と定められた。また、報酬については、総額が3000万円であり、2025年2月10日にAがBに1000万円を支払い、残りの2000万円は同年5月10日までに建物の完成および引渡しが行われることを前提として同月31日までにAがBに支払う旨が定められた。
2. 2025年2月10日、AはBに報酬の一部として1000万円を支払った。
3. 同年4月1日、Bは、事業の運転資金を確保するため、Cとの間で、元金1800万円、返済期限を2025年5月31日とする金銭消費貸借契約を締結し、4月1日中に金員の交付を受けた。また同日、Bは、Cとの間で、金銭消費貸借契約に基づくCの返還請求権（以下、「甲債権」という）の担保として、本件請負契約に基づく残額2000万円の報酬債権（以下、「乙債権」という）を譲渡する契約（以下、「本件債権譲渡」という）を締結し、この旨を知らせる内容証明郵便をAに対して送付した。この内容証明郵便は、4月4日にAに届いた。
4. 同年5月10日、Bは建物を完成させてAに引き渡した。
5. 同月15日、Aが建物に入居したところ、風呂場を中心とする水回りに瑕疵（以下、「本件瑕疵」という）が存在することが分かった。Aは直ちにBに連絡し本件瑕疵の修補作業を始めるように求めたが、Bは、すでに別の仕事に着手しており、しばらく作業はできないと答えた。
6. 同月16日、Aが他の建築業者に本件瑕疵の修補費用の見積もりを依頼したところ、修補に要する費用は500万円であることが分かった。
7. 同月31日、Bは、甲債権を弁済することができなかった。

問1

2025年6月1日、CはAに対して乙債権の弁済を求めた。Cの請求に対し、Aは本件瑕疵の修補に要する費用500万円を差し引いた残額1500万円しか支払うつもりはないと反論した。Aの反論が認められるかどうかを検討しなさい。

(民法)

問 2

以上の【事実】に加えて、以下の【追加事実】があったとする。この場合において、問 1 にある A の反論が認められるかどうかを検討しなさい。なお、解答においては、問 1 と重複する部分は適宜省略してよい。

【追加事実】

2025 年 4 月 20 日、B が多額の負債をかかえて経営難にあることを知った C は、「私は、乙債権につき、B に対して有する抗弁を放棄します。」と記された書面（以下、「本件書面」という）を自ら作成して B に手渡し、A に署名をしてもらうように依頼した。同月 22 日、B は、A に対して、本件書面への署名を依頼した。内容証明郵便により本件債権譲渡の存在を知っていた A は、書面の意味を深く考えることなく本件書面に署名した。同日、B は、A の署名のある本件書面を C に手渡した。

＜出題の趣旨等 2026年度 民法＞

〔出題の趣旨〕

第1問について、問1は、未成年者が行った法律行為の取消しの成否、取消しによる無効に基づく原状回復請求、またこの請求に対して反論をなしうるかについて、正確な知識をもとに、事例に即して検討することを求める問題である。

問2は、無権利者により動産の売却が行われた事例について、即時取得の可能性の指摘およびその成否の検討を求める問題である。即時取得の成立要件およびこれに関する判例についての正確な知識をもとに、事例に即した検討を行うことが求められる。

問3は、未成年者が他者に損害を発生させた事案につき、責任能力の有無を判断したうえで、法定監督義務者が負う可能性のある責任の根拠として適切な条文を選択し、その責任の要件に関する正確な知識および免責に関する判例をふまえて、事例に即して検討することを求める問題である。

第2問は、債権譲渡における債務者の抗弁の対抗に関する基本的な理解を事例に即して確認する問題である。事実関係を正確に分析して規範に適切に当てはめる必要があり、その作業において基本的な知識と論述能力が求められる。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 (計65点)

問1 23点

問2 22点

問3 20点

第2問 (計55点)

問1 45点

問2 10点

〔採点基準〕

・第1問について

問1について、Aは未成年であり（民法4条）、Cによる本件売買契約の取消しは、親権者Cの同意を得ずにAが行った法律行為の取消しとして、有効に行われている（民法5条2項、120条1項）。これにより本件売買契約は無効となっており、AのBに対する請求は、民法121条の2第1項に基づく原状回復請求である。

以上を示したうえ、Bのなしうる反論を複数検討することが求められる。特に、BもAに対し民法121条の2第1項に基づく原状回復請求権を有するため、同時履行の抗弁（民法533条類推適用）により、甲の返還と引換えでなければ10万円を支払わないとの反論が考えられる。Aは甲のうち80箱をすでに消費しているが、未成年であるため民法121条の2第3項が適用され、その結果、上記のBの反論は、20箱の返還と引き換えに10万円を支払うという限度においてのみ認められる。この他のBの反論としては、民法21条の詐術の成否、民法5条3項前段の適用を検討することが考えられる。これらの反論とその帰結について、説明が求められる。

問2は、無権利者AがB所有の動産甲をCに売却した事案であり、Cは本件売買契約に基づいて甲の所有権を取得することはできないが、即時取得（民法192条）が成立すれば所有権を取得することから、その成否を検討する必要がある。そのためには、即時取得のすべての要件を挙げ、各要件の充足を検討することが求められる。要件の1つである「占有を始めた」ことについて、判例はこれを一般外観上従来の占有状態に変更を生じるような占有である必要があるとし、占有改定はこれに含まれないと解しているため、これをふまえた検討が必要である。

問3は、加害者である未成年者Aの親権者Cに対する請求の事例であり、A（10歳）は一般に責任能力がないとされる年齢であることから、BはCに対し民法714条1項に基づく賠償責任の成否を検討することになる（Aに責任能力があるとすれば、Cの監督義務違反に基づくC自身の不法行為責任（民法709条）を検討する必要がある）。そのためには、民法714条1項本文の定める各要件を充足しているか、また、すべて充足しているとすれば、同条1項ただし書の定める「監督義務者がその義務を怠らなかった」といえるかどうかを、検討する必要がある。その際、最高裁平成27年4月9日判決（民集69巻3号455頁）を適切にふまえた検討がなされていれば、さらに評価される。

・第2問について

問1において、債務者Aからの反論（抗弁）を根拠づける法的構成としては、①代金減額請求（民法563条）と、②修補に代わる損害賠償債権（415条）と報酬債権との相殺（505条）が考えられる。①の抗弁であれば、催告の存否に応じて民法563条1項又は同条2項所定の要件とその充足を確認する必要がある。②の抗弁であれば、損害賠償債権について民法415条1項又は2項所定の要件とその充足を確認し、報酬債権との相殺について民法505条1項所定の要件とその充足を確認する必要がある。その上で、Aが各々の抗弁を債権

譲受人 C に対して主張できるかどうかについて、①の抗弁であれば民法 468 条 1 項の示す要件に即して、②の抗弁であれば民法 469 条 2 項の示す要件に即して検討することになる。

問 2 では、抗弁を放棄する旨の一般的抽象的な意思表示が有効かどうか、また問 1 で論じた抗弁がこの放棄の意思表示に含まれるかどうかを具体的に検討することが求められる。